

緩和ケア病床入院申込受付開始のご案内

当院では2021年2月より新型コロナウイルス感染症用病床を院内に確保し、同感染症患者さんの治療受け入れに協力して参りました。現在も引き続きその治療用病床として緩和ケア病棟が転用されておりますが、本年10月より一般病棟内に10床(個室4室、大部屋3室)の緩和ケア病床をおき、終末期の患者さんを受け入れて緩和ケアを提供する体制を設けました。

つきましては、院外からの紹介患者さんで当院での入院緩和ケアを希望される方々にもご利用いただけますように、入院申込受付を11月より開始いたします。下記の要領でお申し込みください。

【申し込み方法】

- ・紹介医療機関に当該病床の利用を希望される患者さんがいらっしゃいましたら、当院の地域医療連携室あてに診療予約申し込み書をFAXで送付し、受診日(毎週水曜日、金曜日の緩和ケア内科外来受付日)を予約してください。
- ・担当医師からの診療情報提供書は早めに(受診日前日まで)FAXで送付願います。
- ・紹介状(FAX済み診療情報提供書の原本)、画像検査データ(CD-R)、採血データなどは可能な限り受診当日に患者さんまたはご家族に持参してもらってください。
- ・当日は、患者さんのことをよくご存じのご家族(キーパーソンとなる方)が2人まで同席可能です。
(患者さんご本人は受診困難であれば必ずしも同席なさる必要はありません。)

初めて緩和ケア内科を受診される皆さんへ

5階西病棟 緩和ケア病床のご案内



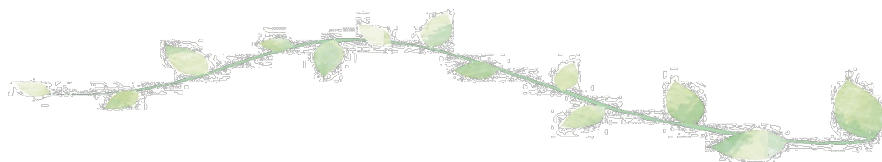
人はどんなときでも自分の思い通りに生きていたいと思っています。たとえ病気になっても、それが「がん」という、いのちに関わるような病気になっても、いつまでも自分らしさを失いたくないというのは私たち人間に共通の願いなのではないでしょうか。病気には始まりと終わりがあります。その時その時に応じて、最善の治療を受けていくのが望ましいことは言うまでもありません。

では、がんが見つかった場合、最善の治療を受けながら自分が願う通りに生きるためにはどのような選択肢があるのでしょうか。一般的に、がんの初期には自覚症状も少なく、病気と闘う体力・気力もありますので、手術、抗がん剤治療、放射線治療などの厳しい治療に耐えることができます。その結果がんが完全に治ることも確かに増えてきました。

しかし、はじめから進行した状態で発見されたり、治療後に再発してしまっただけの場合には、必ずしもこのような治療法が最善とは言えなくなります。なぜなら、病気がすでに複数の重要な臓器に転移していたり、つらい治療に耐えるだけの体力が十分に残っていないことが多いからです。

このような時、自分を見失わずにより良く生きるためには、病気ととことん闘うような消耗戦よりは、体力を温存し心安らかに過ごす、いわゆる緩和的治療(ケア)を受けるほうがむしろ賢い選択であるともいえます。その

切り替え時期については、治療を担当している主治医と十分に話し合い、理解し納得する必要があります。納得できない場合には、セカンドオピニオン制度（最善だと思える治療を患者と主治医との間で判断するために別の医師の意見を聴くこと）も用意されていますので利用されるとよいでしょう。



宮城県立がんセンターでは、終末期医療を提供する専門部署として、平成 14 年に緩和ケア病棟を設置しました。当時は終末期にあると考えられる患者さんおよびそのご家族の「生活の質 Quality of Life (QOL)」の向上のために提供されるのが「緩和ケア」であるとされていました。

その後、緩和ケアにおける知識や経験が積み重ねられるにつれ、病気が進行してしまった時に限らず、早期段階でも緩和ケアが必要だと強調されるようになりました。がん治療中でも痛みや副作用を少なくし、苦痛を予防するという考え方に、緩和ケアの解釈が拡大・発展してきたのです。

当院でも、緩和ケアに携わる専門スタッフがチームを組み、緩和ケア病棟だけでなく、診療各科の外来・病棟においても早い段階から緩和ケアに関する相談を受けられる体制を作りました。平成 28 年度には緩和ケアセンターを立ち上げ、院内のがん相談支援センターや県内拠点病院、在宅医療機関等との連携を進めることにより、がん診断時より始まる切れ目ない緩和ケア診療体制を準備しました。私たちは治りにくいご病気を抱えておられる皆さんのために、少しでもお役に立ちたいと願っています。

☆緩和ケア病棟の一時的受け入れ休止について

当院は、がんの診断・治療、加えてがんに伴う苦痛症状緩和を主としておこなう病院ですが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、2021年2月からコロナ感染症患者さんの診療も一部担っていくことになりました。ウイルス感染症の治療は、できるだけ隔離できる病棟で行われるのが最適と考えられ、当院ではその条件を満たしていた緩和ケア病棟がやむをえず転用されることになったのです。そのためすでに入棟申込を済ませていたがん患者さんや、いずれは緩和ケア病棟を利用したいと考えておられた方々にはご期待に応じて差し上げられない状況が続いています。

ご心配、ご不便をおかけしており本当に恐縮ですが、新型コロナウイルス感染症が鎮静化する見通しが立てば再度緩和ケア病棟として再出発する予定となっておりますので、それまでの間、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

☆お知らせ

緩和ケア病棟ほどの構造・設備こそありませんが、つらい症状を和らげることを求めておられる患者さんを受け入れ、必要なケアを提供する病床が一般病棟(5階西病棟)のなかに10床ほど設けられることになり、2021年10月から緩和ケア病床として受け入れを開始しています。担当するスタッフは緩和ケア病棟でも大切にされている精神にのっとり、誠実に日々の診療・看護・ケアにあたっています。



5階西病棟 緩和ケア病床のご案内

緩和ケア病床では以下の考え方を基本方針として診療をおこなっています。

1. 痛みをはじめとするつらい症状を和らげるための治療とケアを最優先にします。
2. がんが小さくなること、または消えてなくなることを目指す治療は行いません。
3. ほとんど意味のない延命のための処置は行いません。その反対に命を意図的に縮めることも致しません。
4. 精神的な悩みや経済的な困難など、直面する諸問題のご相談に応じていきます。
5. ご家族の抱えている種々の困難な状況を理解し援助するよう努めます。

最も大切なことは、患者さん・ご家族と私たちスタッフとの間に良い関係が築かれることです。そのためには病状をとりまく様々な情報をお互いに共有することが、症状の緩和や諸問題の解決にとって重要となります。以下の各項目にもご注目ください。

✓ 患者さんご本人・ご家族が病名を知り病状を理解していること

ご本人が緩和ケアの考え方に同意し、病床利用を希望されているということを事前に確認させていただきます（原則として申込書に自筆のサインが必要）。はっきりと病状を伝えられていない時には、現在治療にあたられている主治医に再度お尋ね下さい。また担当医が緩和ケア内科の医師に引き継がれた後も患者さんの求めに応じ適切な病状説明をさせていただきます。

✓ 病床での診療について

患者さん・ご家族のご意向をお聞きしながら立案します。基本的にはつらい症状の緩和が最優先され、根治をめざす治療

(手術・がん薬物療法・放射線治療など)や、延命治療(内服抗がん剤、体調にそぐわない高カロリー輸液、効果の乏しい輸血・透析、心肺蘇生など)は行いません。特に蘇生術は、この時期の患者さんには必ずしも延命に結びついておらず、逆に苦痛を長引かせることもあるため敬遠されています。また、当病棟での診療はすべて国で定める保険診療の枠内で行われ、いわゆる混合診



療(自費治療との併用)は認められておりません。効果が明確でない治療法(保険で認められていない特殊な免疫療法など)、スタッフの援助が必要な代替療法、民間療法は原則としてお引き受けできません。

✓ 入院期間について

緩和ケア病床は介護施設ではありません。入院当初のつらい症状がある程度緩和され、入院治療が必要でなくなった場合は、通常の病棟と同じように退院となります。その際は、当科の外来



に通院されるか、在宅ホスピス緩和ケア(在宅訪問診療・看護)などを利用することをお勧めすることがあります。またどうしても自宅で過ごすことができない患者さん

の場合、症状が安定していれば他の施設(療養型病床を有する病院または介護施設など)をご紹介することがあります。緩和ケア病床は数が限られており、多くの入院希望の患者さんが待っておりますので、このような退院・転院につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

✓ 在宅療養について

当病床では地域の医療機関とのネットワークを通じてお互いに協力しながら在宅緩和ケアを推進していますので、スムーズにご自宅での療養に切り替えることが可能です。もちろん入院が必要になった場合には優先的に再入院することができます。

✓ 多職種医療スタッフによる関わり

医師、看護師が中心となり、患者さん・ご家族の皆さんの苦痛ができるだけ少なくなるよう配慮・工夫していきます。その他の職種として薬剤師、歯科医師、理学療法士、公認心理師、栄養士、医療ソーシャルワーカー（MSW）・入退院支援員などが参画しており、随時メンバーが集まり、ミーティングを重ね、心身両面からのケアを心がけています。また、経済的な問題や福祉サービスの利用法などについては専門のMSWがご相談に応じます。

✓ 退棟について

様々な理由で患者さんが退院を希望された場合は、患者さんの安全を考慮しつつご希望に沿うように対処いたします。




一般常識から判断して好ましくない行いや、病院の入院規則に反する行い(例えば喫煙・飲酒など)をされた場合は退院していただきます。

✓ 入院に伴う諸費用など

医療費は一般の病棟と同様の保険診療が適用されており、かかる金額によっては高額療養費制度の対象となります。その他、食事療養費、文書料などが別途必要です。また病室は3種類で、有料の特別個室3室(8,800円/日1室、5,280円/日2室)、差額室料のない一般個室1室(重症個室;減免)、室料なしの4床室が3室、となっています。

✓ 高額療養費制度とは



医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月(月初めから月末まで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額が現物給付される制度です。年齢や所得に応じて、ご本人が支払う医療費の上限が定められており、またいくつかの条件を満たすことにより、さらに負担を軽減

する仕組みも設けられています。

✓ 教育へのご協力のお願い

当院は日本緩和医療学会認定研修施設です。研修中の医師・看護師など後進への教育を行う役割を担っており、患者さんやご家族の皆さんにご協力をいただく場合がありますので、その節はどうぞよろしく願いいたします。



(写真は、現在新型コロナウイルス感染症の治療のため転用され、利用できなくなっている「緩和ケア病棟」の四季折々の風景です。感染症が1日も早く終息し、「緩和ケア病棟」として再スタートできる日が来ることを、関係者一同待ち望んでいます。)